

法教育の概要

法教育とは

法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育をいう

法教育が目指すもの

様々な人たちが社会の中でお互いを尊重しながら共に生きていく上で、法やルールが不可欠なものであることを理解させ、多面的・多角的な課題につき、自ら考え、自らの意見を主体的に述べるとともに、他人の主張を公平に理解し、多様な意見を調整して合意を形成したり、法やルールにのっとった適正な解決を図ったりすることのできる資質や能力を養う。

➡ 自由で公正な社会を支える法的なものの考え方を育てる

法教育の主な内容

ルールをどのようにつくるのか、ルールに基づき、どのように紛争を解決していくのか、学習させる日常生活における身近な問題を題材に合意形成のルールを理解させる
法の基礎にある基本的価値について理解を深めさせる
司法や裁判の特質について、実感を持って学ばせる

➡ 子どもの成長・発達に応じた、小・中・高等学校を通じた法教育

法教育の学習指導要領における位置付け

小学校は平成23年度、中学校は平成24年度から全面实施、高等学校は平成25年度の入学生から実施

小学校

「社会科」

- ・ 社会生活を営む上で大切な法やきまり(第3学年,第4学年)
- ・ 国民の司法参加(第6学年)

「道徳科」(平成30年度から実施)^(注)

- ・ 約束やきまりを守り、みんなが使う物を大切に(第1学年,第2学年)
- ・ 約束や社会のきまりの意義を理解し、それらを守る(第3学年,第4学年)
- ・ 法やきまりの意義を理解した上で進んでそれらを守り、自他の権利を大切に、義務を果たす(第5学年,第6学年)

中学校

「社会科」

- ・ 裁判員制度
- ・ 契約の重要性

「道徳科」(平成31年度から実施)^(注)

法やきまりの意義を理解し、それらを進んで守るとともに、そのよりよい在り方について考え、自他の権利を大切に、義務を果たして、規律ある安定した社会の実現に努める

高等学校

「公民科」

- ・ 現代社会について法など多様な角度から理解させる
- ・ 法の支配と法や規範の意義及び役割
- ・ 司法制度の在り方
- ・ 法に関する基本的な見方や考え方
- ・ 裁判員制度
- ・ 経済活動を支える私法に関する基本的な考え方

小・中・高等学校「特別活動」

意見をまとめるなどの話し合い活動や自分たちできまりをつくって守る活動
(学級・ホームルーム活動,児童会・生徒会活動)



法教育マスコットキャラクター
「ホウリス君」

(注) 現行の道徳「においても、法やきまりの意義等」について指導することとなっている。